

総務・警察常任委員会及び
予算特別委員会総務・警察分科会
議事次第

令和 7 年 6 月 25 日（水）
午 後 1 時 3 0 分 ～
於：第 6 委員会室

1 開 会

2 付託議案（討論・採決）

3 審査依頼議案（適否確認）

4 付託請願

5 所管事項

6 閉会中の継続審査及び調査

7 今後の委員会運営

○ 閉会中の常任委員会

日 時：令和 7 年 8 月 19 日（火） 午後 1 時 30 分～

○ 管外調査

日 程：令和 7 年 7 月 28 日（月）～29 日（火）

8 その他

9 閉 会

総務・警察常任委員会議案付託表

議案番号	件名
2	職員の給与等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例一部改正の件
4	京都府府税条例一部改正の件
8	警察官等に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例一部改正の件
10	損害賠償の額を定める件
11	財産取得の件

予算特別委員会総務・警察分科会
議案審査依頼表

議案番号	件名
1	令和7年度京都府一般会計補正予算（第1号）中 歳入全部　ただし、他の分科会に審査依頼する特定財源を除く。
13※	令和7年度京都府一般会計補正予算（第2号）
15※	選挙長等の報酬および費用弁償条例及び京都府議会議員及び京都府知事の 選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例一部改正の件

※　第13号及び第15号議案については、6月23日（月）に議決済

総務・警察常任委員会 付託請願一覧表（新規分）

令和7年6月定例会

受 理 番 号	受 年 月 日	件 名	委 員 会 の 意 見	審 査 結 果	措 置
729～ 764	R7. 6. 16	京都府議会が沖縄戦の歴史に真摯に向き合うことを求めることに関する請願 ほか35件			
766	〃	「適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止を求める意見書」を政府に送付することに関する請願			
770	〃	核兵器禁止条約への日本政府の参加を求める意見書採択を求めることに関する請願			

受理番号	第 7 2 9 ～ 7 6 4 号	受理年月日	令和 7 年 6 月 1 6 日	付託委員会	総務・警察常任委員会
請 願 者		紹 介 議 員	島 田 敬 子 浜 田 良 之 迫 祐 仁 森 吉 治 馬 場 紘 平	水 谷 修 田 中 富士子 光 永 敦 彦 成 宮 真理子	
件 名	京都府議会が沖縄戦の歴史に真摯に向き合うことを求めることに関する請願 ほか35件				
要 旨	2025 年 5 月 3 日の憲法記念日に那覇市で開催されたシンポジウムにおいて、西田昌司参議院議員は、沖縄県のひめゆりの塔の展示をめぐり、展示の説明が「日本軍がどんどん入ってきて、ひめゆり隊が死に米国が入ってきて、沖縄が解放されたという文脈で書いている」として「歴史の書換え」などと発言された。 この発言について、沖縄県議会が抗議の決議を行うなど多くの抗議の声があがっている。西田議員の発言や見解は、沖縄県民の心を深く傷つけるとともに、京都府民の良識も問われるものと言わざるをえない。 第二次大戦において沖縄は国内最大の地上戦を経験し、多くの方々が犠牲となり、筆舌に尽くし難い苦難と損害を我が国が与えたことは事実である。 沖縄戦においては京都出身者の多くも犠牲になり、戦後、京都の多くの方々が沖縄と京都を結ぶ友好の絆を深めてこられた歴史がある。 京都府議会として、京都選出の議員が沖縄県民の心を深く傷つけたことに強い遺憾の意を表明するとともに、沖縄県民の心情に寄り添い、沖縄戦の歴史に真摯に向き合うことを求める。 ついては、京都府議会において沖縄戦の歴史に真摯に向き合うことを求める決議を採択するよう請願する。				

受理番号	第 7 6 6 号	受理年月日	令和 7 年 6 月 1 6 日	付託委員会	総務・警察常任委員会
請 願 者			紹 介 議 員	島 田 敬 子 馬 場 紘 平 光 永 敦 彦 成 宮 真理子 迫 祐 仁 田 中 富士子 浜 田 良 之 森 吉 治 水 谷 修	
件 名	「適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止を求める意見書」を政府に送付することに関する請願				
要 旨	2023 年 10 月に、消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入された。 この制度の導入に対しては、それまで免税事業者であった小規模事業者・フリーランスが、取引先からインボイス登録を求められ、登録に応じない場合は、取引の停止や取引価格の不当な引下げが求められ、廃業に追い込まれるなどの懸念が出されていた。また、小規模事業者に限らず、事務負担と税負担の二重の負担が強いられることとなり、多方面から導入の中止を求める声が上がっていた。 インボイス制度が実施され 1 年余りが経過したが、こうした懸念は現実のものとなり、廃業に追い込まれた小規模事業者は決して少なくない。インボイス登録によって課税事業者となった小規模事業者の 2 度目の消費税確定申告が始まるが、今年は丸々 1 年分の売り上げに対する申告となり、単純計算で昨年の 4 倍の税負担が強えられることになる。 エネルギー価格や原材料費等の高騰が長期化し、人材不足が深刻化する中で、経営環境は一層厳しさが増している。昨年の京都府内の倒産件数は、過去 10 年間で最多となっている。その中心が小規模事業者・個人事業者であると伝えられている。 今日の深刻な経営環境下において、小規模事業者等の経営の維持や地域経済における役割の重要性を考えると、直ちにインボイス制度そのものを廃止することが最良の策であると言わざるをえない。 ついては、以上の理由から、京都府議会において「適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止を求める意見書」を採択し、政府に送付するよう請願する。				

受理番号	第 770 号	受理年月日	令和7年 6月16日	付託委員会	総務・警察常任委員会
請 願 者			紹 介 議 員	島 田 敬 子 迫 祐 仁 水 谷 修 光 永 敦 彦 成 宮 真理子	森 吉 治 浜 田 良 之 馬 場 紘 平 田 中 富士子
件 名	核兵器禁止条約への日本政府の参加を求める意見書採択を求めることに関する請願				
要 旨	今年、広島・長崎への原爆投下から80年の節目の年である。あの原爆投下でその年のうちに21万人が亡くなり、その後も放射能によって被爆者の命が奪われ続けている。被爆者は核兵器の非人道性を訴え、核兵器の禁止・廃絶を訴えてきた。その命がけの訴えが、核兵器使用の手を縛り、2017年7月に国連で核兵器禁止条約が採択され、2021年1月22日に発効した。条約参加国はこの間も増え続けて73か国、署名国は94か国と国連加盟国のほぼ半数である。今年3月に開催された第3回締約国会議には、オブザーバーを含め87か国が参加し、核兵器廃絶への「揺るぎない決意」を表明する政治宣言を全会一致で採択した。しかし、石破政権は、米国の顔色をうかがってオブザーバー参加すら拒んだ。 被爆80年の今年こそ、世界で唯一の戦争被爆国である日本政府が、核兵器禁止条約に署名・批准して、核兵器廃絶の先頭に立つべきではないだろうか。 ついては、京都府議会として、核兵器禁止条約への日本政府の参加を求める意見書を採択するよう請願する。				

総務・警察常任委員会 送付陳情一覧表

令和 7 年 6 月定例会

受理番号	受理年月日	件 名
307の1 308の1	R7. 3. 21	電磁波を悪用（エレクトロニクス・ハラスメント）、電磁波の人体と健康への悪影響を訴え、電磁波に対する法整備・法改正を国に求めることに関する陳情 ほか1件
309	R7. 4. 11	アトピーの誘病・薬剤治験航空衛星兵器や電磁波被害・社会実験医療無断治験中止に関する陳情
1025	R7. 6. 16	沖縄県議会「西田昌司参議院議員による沖縄戦の実相をゆがめ、否定する発言に対する抗議決議」を踏まえた京都府議会の態度表明を要請することに関する陳情
1026	R7. 6. 16	西田昌司参議院議員による沖縄戦の実相をゆがめ、否定する発言に対する沖縄県議会の抗議決議に連帯し、京都府議会の意見表明を要請することに関する陳情

陳情又は要望に関する文書表

受理番号	第 307 の 1 号 第 308 の 1 号	受理年月日	令和 7 年 3 月 21 日	送付委員会	総務・警察常任委員会
陳 情 者					
件 名	電磁波を悪用（エレクトロニクス・ハラスメント）、電磁波の人体と健康への悪影響を訴え、電磁波に対する法整備・法改正を国に求めることに関する陳情 ほか 1 件				
要 旨	スマホが普及し、今から 15 年前に国会でも質問された電磁波の人体への悪影響、電磁波過敏症に関しては一向に法整備なく対策もせず、今日に至っているが、最近では、5G となり悪影響を訴える人が広がっている。その中に集団ストーカー犯罪を訴える方々が、電磁波の悪用、エレクトロニクス・ハラスメント、過敏症＋攻撃被害を叫ぶ方が増えている。 日本全国に電磁波過敏症の被害者は 5 万人、エレクトロニクス・ハラスメントの被害者は 2 万人点在していると言われている。 それに対して行政は無知で対策を考えていない。そこで調査（専門調査研究部門を設置）と対策（診断を出せる医師育成）と保護支援（保障制度、公的保険の適用）を求め、国に対し法改正・法整備を求める。 電磁波過敏症について、電磁波に関する国会質問、2013 年、民主党政権時、自民党の議員が「電磁波に関する質問主意書」を提出した。その内容は以下のようなものである。 私たちの身の周りには、目に見えない電磁波が飛び交っており、携帯電話、ワイヤレスブロードバンドの普及により、電磁波の量は飛躍的に増加していると考えられ、それにつれて、これらの電磁波が健康に影響を及ぼしているのではないかと不安を感じている人が増加している。特に携帯電話やワイヤレスブロードバンドの基地局から発せられる高周波の電磁波に対しては、その安全性について疑問の声が挙がっている。 海外の電磁波に対する法整備等について、欧州諸国では、電磁波過敏症は社会的に認知されつつあり、公的保険の対象として治療が受けられる。 アメリカでも電磁波過敏症の専門医が患者のケアを行っている。 スウェーデンのストックホルム市では、自治体が、電磁波過敏症の発症者に対し、より電磁波漏洩の少ない電化製品への交換や、				

遮蔽フィルムを貼ったり塗料を塗ったりといったリフォーム費用を負担または補助しており、更には、電磁波過敏症の発症者が働き続けられるように雇用主にも対策を求めているという。

欧米では疫学調査に基づき、低周波の規制値を4～10 ミリガウスまでとしているのに対し、日本では1,000 ミリガウスとしている。

世界保健機関は、低周波の新環境保健基準を発表し、この中で4 ミリガウス以上での小児白血病のリスクを認めている。

高周波の規制値は、欧州などでは、1 平方センチメートルあたり 0.1～10 マイクロワットとされているのに対し、日本は1,000 マイクロワットとされている。欧州などのように予防原則の立場から、より厳しい規制に改める必要がある。

携帯電話の電磁波を規制する動きとして、比吸収率（SAR）という安全基準が設けられている。フランスの法律では「フランス国内で販売される全ての携帯電話は、比吸収率（SAR）をフランス語で明確に表示しなければならない。また、通話中の頭部への電波暴露を制限する付属品の使用推奨にも言及しなければならない。」とされている。日本でも総務省令により、毎キログラム当たり2ワットの許容値を満たすことが義務づけられてはいるが、一般的にこの比吸収率（SAR）について知られていないのが現状である。携帯電話購入の際の検討要素として、この比吸収率（SAR）も、より周知されるようにすべきである。

フランスでは、電磁波による子どもの健康への影響を考慮して「保健省は、6歳以下の子ども向けの電波放射機器の販売または無料配布を禁止する法律を制定することができる。」と法律で定められている。

ロシアの国立非電離放射線防護委員会は「16歳以下の子どもは携帯電話を使うべきではない。」と述べている。

イギリスの国立放射線防護委員会は「8歳未満の子どもには携帯電話を使わせないように」と、

カナダのトロント市公衆衛生局は「8歳以下の子ども達には固定電話を」、

アイルランドのアイルランド医師環境協会は「16歳以下の子どもには携帯電話を使用させないように」と、また携帯電話の子ども達の体への影響を考慮した規制・勧告・要請を行っている。

国内での条例について、岩手県滝沢村では、電磁波や低周波による影響などの調査研究や規制について「滝沢村環境基本条例」が施行されており、全国の他の市町村においても、携帯電話基地局の設置に関する条例などが施行されている。

これら海外の規制値等を政府に質問していたが、翌年政権交代し、この質問以降も変化が見られず電磁波の健康への悪影響は忘れ去られている。

電磁波悪用について、その後、更に5G 6Gと電磁波の量も増え、人々への健康被害も増え続けている。海外では体調不良を訴える電磁波悪用攻撃のパナマ症候群の報告と法整備がなされ、医師の検診も受けられ、保険も使用できる流れになっている。

また昨年（2017年）の5月アメリカのコロラド州、7月にカリフォルニア州にて、人権法案として「脳データ」悪用を禁じる法案が採決された。これも電磁波を使用し、人の脳データを採取するもので、更にそれが売り買いされているというものである。

衛星からのGPSと携帯基地局による位置情報悪用と脳データの悪用で、人々を監視しマインドコントロールまで出来ると、2017年には共産党議員が国会質問で、エドワード・スノーデンのファイルを引用し、政府がエックス・キー・スコアという生体情報から

監視するシステムを米国企業から購入し、防衛省情報本部電波部に渡し、警察と個人情報とを共有しているという事を質問しているが、政府の回答は「出所不明の文章」として答えなかった。

2025 年現在、米国ではトランプ政権が再度誕生し、スノーデンが恩赦される方向で進められているようで、出所不明も明らかな出所の文章として認識される時期も近づいている。

ついては、一般市民の電磁波被害者として電磁波過敏症と電磁波による悪用（エレクトロニクス・ハラスメント）の調査、対策、法整備に関する次の事項について陳情する。

- 1 行政で電磁波の人体への悪影響の調査、エレクトロニクス・ハラスメント対策チーム設置(測定と発生元特定)、保護と周知をすること。
- 2 電磁波過敏症、電磁波被害の専門医の設置、公的保険の適用を推進すること。
- 3 地域内の携帯基地局の所在地を明記し市民に知らせること。
- 4 海外の規制値と国内の規制値を比べ、何故現在大きな隔たりがあるのかを調べ、電磁波の人体への影響を考慮し（特に子ども達への身体への影響）、危機意識の高い国々の水準に法改正を日本政府に訴えること。

陳情又は要望に関する文書表

受理番号	第 309 号	受理年月日	令和7年 4月11日	送付委員会	総務・警察常任委員会
陳 情 者					
件 名	アトピーの誘病・薬剤治験航空衛星兵器や電磁波被害・社会実験医療無断治験中止に関する陳情				
要 旨	航空医学実験隊によるアトピーの誘病に関し川西航空マイクロウェーブオーブンにて肌を焼き各電気配線業が室内電磁波を上げ静電気発生による乾燥かゆみを誘発し皮膚症状に併せて水道管に細菌（ヘルペス菌炭そ菌扁平性ゆぜいウィルス等）を混ぜ感染症誘導先進兵器や技術研究下記関係各位中央省庁地方行政入札システムにて3D4D5D6Dのアトピー疾患患者を体に重ねて使用し症状悪化傷害致死事件に発展し生活妨害を受けその被害者が存在していることが判明し中央省庁に陳情している。 住吉弘道会右翼団体地球防衛軍有明あさひ民青イザナギ創価学会統一教会元オーム 731 部隊護国神社一部の宗教勧誘や差別的要素を含む折檻の名目で竹元電設、村上電気、宮元電設、ナンワエナジー電機連合、九州電力等鹿児島や全国の電気業者等が裏家業賭博斡旋が存在する。 自衛隊、警察、皮膚科や精神疾患病院病気誘病に関し専門医療施設研究施設にてステロイドやマイクロウェーブオーブンG装置等航空医学実験隊装備長所有の航空兵器人的被害や塗布薬厚生労働省規定により注意喚起があるプロトピック、ステロイド、抗うつ病や睡眠薬の薬害と並行して研究者看護師医師等による無断治験データ詐取、データ売買賭博など 35 年に渡り宗教勧誘、人間選別出産禁止を含めた被害にあっていることが判明した。 自民党、公明党、立憲民主、社会党、日本共産党、日本医師会通報を行い安定化、賠償、謝罪を求め訴訟提起を行っているが裁判提起の妨害も併せて受けている。 法務局に極左極右隊同警察協力金自衛隊協力金を出資して企業進入や生活インフラ全てに配備や妨害人員を置き風評名誉毀損、自衛隊コードテロ、社会福祉システムや監視リモートセンシング利用によるプライバシー侵害を行っていることが判明し、追尾ストーキングを合法的に行い並行して犯罪誘導、誤認逮捕、代理人受諾が必要な傷病を負わせるようなことを利益収入として預貯金詐				

取詐欺を行う団体が判明した。

一部警察と自衛、ライオンズ、ロータリーにて調べていただき原因解決協力機関に感謝をしている現状である。しかし、解決まで協力が必要であり加害者逮捕と賠償請求を請求したい。

被害者が全国また世界中に点在していること、被害甚大な被害者から一旦DVストーキング被害、詐欺不正出金詐欺、ハッキング盗聴等警察相談内容に被害届提出、被害者認定をいただきたい。大変困難、遺憾な状況があり裁判提起に警察協力金を積み阻害する極右極左員が公共施設に入り込み受理や相談を受諾いただけない。

警察自衛隊共産党公明員政党関係者一部宗教関係者行政加に加担懷疑により解決協力が必要である。

三権分立、行政関係者の政党宗教活動勧誘の禁止等の働きかけ、判明している被害者救済被害内容周知と加害者刑法懲罰逮捕罰金の法的是正協力を危急必要としている。

アトピー患者に人為的被害がある事を調べていただき、各都道府県、社会福祉協議会、警視庁、警察庁、航空兵器被害に関しては、防衛省の情報公開協力、厚生労働省、文部科学省、総務省管轄で東日本大震災東電の原子力発電被災者救済ヒントがあると考え、また加害者が、熊本地震や山口連続殺人事件消えた年金問題、地下鉄サリン事件等と重なるため、救済策の内容確認をお願いしたい。

またこの状況に気づいた人材に結婚阻害や無差別な無断治験怨恨によるブラックボックス名入れによる兵器活用ストーキング誘病虐待行為や災害誘発を行う集団加担許しがたく後進人権侵害がなされ

自衛隊、警察、行政職員、鹿児島県または鹿児島県人会また日本共産党、統一、創価学会インター、民青イザナギイザナミ東亜連合731部隊、アルカイダー部に虐殺被害の立件集中裁判による多くの被災解決が導かれ刑法適応賠償請求救済を希望する。テロは正に繋がる犯人のため危急解決し災害にならないよう助けてほしい。災害被害金詐欺まで視野に入れて動くような集団である事が分かっている。

その解決に中央省庁他わが国における入札システム法規制、廃止、一部停止も含まれることを願う。金融庁、文化庁など破壊行為被害に関する部門の国庫各金融機関による株、金融資産の法的是正差押に関しても正しいオンブズマンを選定、提起し憲法9条下安心して暮らすことのできる日本運営相乗効果によるコロナを乗り切る打開策にて陳情する。

その背後に宗教戦争と宇宙開発事業と急速なIoT発展にての人権費阻害が見え隠れする。

テクノロジー犯罪、犯罪収入転用被害、電話転送サービスによる犯罪誘発事案による生活妨害被害から助けてほしい。

ついては、次の事項について陳情する。

- 1 画関係各位からの傷害について後遺症状付随による被害者認定
刑法適応 賠償請求 懲戒 警告 減給
- 2 プライバシー確保、人権回復 名誉回復 情報閲覧の規制に関する法改正

- 3 行政 警察 司法 民間企業並びに中小企業における極右 極左 宗教活動の禁止
VR IR 中央省庁入札システム 航空衛星兵器 細菌兵器 人的危害を与える行為の禁止
民法 刑法以下各分野法律法典 禁止事項現行法の見直し 改正 改正法律案の提示
- 4 正罰犯の収容遅延による収賄裁判被害者への報復犯の死刑促進、生科学製剤の禁止また正罰犯（戦争誘発）への使用場所
刑場 拘置所のみまた報復国罰後の即死刑

陳情又は要望に関する文書表

受理番号	第 1025 号	受理年月日	令和7年 6月16日	送付委員会	総務・警察常任委員会
陳情者					
件名	沖縄県議会「西田昌司参議院議員による沖縄戦の実相をゆがめ、否定する発言に対する抗議決議」を踏まえた京都府議会の態度表明を要請することに関する陳情				
要旨	京都出身の西田昌司参議院議員が沖縄での憲法記念日に行われたシンポジウムにおいて、糸満市のひめゆりの塔の展示内容について、「歴史を書き換えられると、こういうことになる」「沖縄の場合には、地上戦の解釈を含めて、かなりむちゃくちゃな教育のされ方をしている」「白分たちが納得できる歴史を造らないとできないと思います。それをやらないと、日本は独立できないですよ」（沖縄タイムス5月4日報道）などと述べたことに対し、私ども京都総評は、下記「緊急表明」のとおり、沖縄県民の心を冒瀆し、史実をゆがめ、戦争の実相に向き合わないという議員の態度は、とうてい許されないものだとの声明を発し、謝罪と撤回を求めている。 加えて、今回の発言で「かなりむちゃくちゃな教育」と述べたことは、沖縄のみならず全国で、教え子の命を奪った戦中の教育に対する反省から「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期」する（教育基本法第1条）として、戦後の憲法に基づく教育が進められてきたことに対し、敵意をもって批判するという、あってはならない政治介入だとも指摘した。 5月16日に沖縄県議会は、表記の「抗議決議」を挙げ、「史実に基づかない自身の発言や認識が、ひめゆり学徒や沖縄戦体験者の証言をゆがめ、否定するものであったことを認めた上で謝罪し、発言を撤回すること」を求め、上京して西田議員にも面会を求めたが、議員は面会しなかった。 これは、県民の意志を踏まえて、県議会が意思表示したことに対し謝罪や撤回をせず、会おうともしないという地方の声を愚弄する行為であり、二重に容認できない。				

ついては、かかる事態について、京都府議会として、沖縄県議会の意思に連帯し、見識を発揮するよう、強く要望し、次の事項について陳情する。

- 1 西田昌司参議院議員の暴言に抗議し、撤回と謝罪を求める決議を採択すること。
- 2 沖縄県議会の抗議決議を踏まえ、府議会としての態度を表明すること。

「緊急表明 西田昌司参議院議員の暴言に抗議し即時撤回・謝罪を求める」

京都出身の西田昌司参議院議員が沖縄で、憲法記念日に行われたシンポジウムにおいて、糸満市のひめゆりの塔の展示内容について、「あの展示を見ていると、要するに日本軍がどんどん入ってきて、ひめゆり隊が死ぬことになっちゃったと。そして、アメリカが入ってきて、沖縄が解放されたと」「亡くなった方々は救われませんよ、本当に。だから、歴史を書き換えられると、こういうことになっちゃうわけですね」「沖縄の場合には、地上戦の解釈を含めて、かなりむちゃくちゃな教育のされ方をしてますよね」「自分たちが納得できる歴史を造らないとできないと思います。それをやらないと、日本は独立できないですよ」などと述べ（沖縄タイムス5月4日報道）、沖縄県知事や地元自民党を含む県議会の厳しい抗議や、ひめゆり平和祈念資料館の「西田氏が述べたような説明は、一切存在しない」という抗議に対し、居直り、発言の撤回を拒否している。この沖縄県民を愚弄し、国会議員が、戦争の実相に向き合わないという無責任極まりない態度は、とうてい許されないものであり、満身の怒りで抗議するとともに、撤回を求めるものである。

この発言は、沖縄を本土決戦のための「捨て石」とする作戦があったこと、その下で現地の女子学生が、「ひめゆり学徒隊」として動員され、戦闘に巻き込まれたり、手榴弾による自決などで、200名を超える生徒・教師が亡くなったという事実をゆがめ、自らが「納得」できる歴史に書き換えようとする暴論である。沖縄県民の皆が大切にされてきたことは、沖縄戦の実相を後世に伝え、二度と同じ道を歩まないようにすることであり、これを、史実をなかったかのようにゆがめ、積み重ねの努力を踏みにじることは、いのちや戦争被害への冒瀆であり、重大な暴挙である。

加えて、今回の発言で「かなりむちゃくちゃな教育」と述べたことは、沖縄のみならず全国で、教え子の命を奪った戦中の教育に対する反省から「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期」する（教育基本法第1条）として、戦後の憲法に基づく教育が進められてきたことに対し、敵意をもって批判するという、あってはならない政治介入である。

私たちは、西田議員が、今すぐ係る発言を撤回し、沖縄県民に謝罪すること、また、自民党及び同京都府支部連合会に対し、重大な問題認識に立って毅然と処分を行うなど、沖縄県民はもとより、京都府民に対する責任ある態度表明を行うことを強く求めるものである。

2025年5月8日 京都地方労働組合評議会 議長 梶川 憲

陳情又は要望に関する文書表

受理番号	第 1026 号	受理年月日	令和7年 6月16日	送付委員会	総務・警察常任委員会
陳 情 者					
件 名	西田昌司参議院議員による沖縄戦の実相をゆがめ、否定する発言に対する沖縄県議会の抗議決議に連帯し、京都府議会の意見表明を要請することに関する陳情				
要 旨	5月3日、西田昌司参議院議員（京都選挙区）は、自民党県連などが共催するシンポジウムで、何十年か前に訪れたひめゆりの塔の展示の説明について、「ひどい内容」と断った上で、「日本軍がどんどん入ってきて、ひめゆりの隊が死ぬことになった。そしてアメリカが入ってきて沖縄が解放されたと、そういう文脈で書いている。歴史を書き換えられるとこういうことになってしまう」と発言した。さらに、「…沖縄の場合、地上戦の解釈を含めてむちゃくちゃな教育のされ方をしている」と述べた。国民の世論に押され西田氏は会見を行ったが、TPOが間違っていたことは認めたが、発言内容は事実と居直っている。この発言に対しては、現地沖縄から政治的な立場を超えて大きな批判の声が挙がり、沖縄県議会は、5月16日に「ひめゆり」発言の謝罪と撤回を求める抗議決議を採択した。 西田氏の発言の問題点は、第一に、ひめゆりの塔の説明文書には、過去も現在も、西田氏が発言するような記述はなく、発言が事実に基づかない妄言であることである。西田氏は、発言後のインタビューに対して、「どこの展示物だったかよく覚えていない」と無責任な発言をしている。 第二に、西田氏の発想の根底には、「日本が行った戦争は『自存自衛』のアジア諸民族の『解放』のための戦争で、侵略戦争ではない」とする歴史認識がある。この歴史認識は、国際社会からも、日本国憲法の本質からも受け入れられない。また、「京都の塔」の建設に尽力した故野中広務自民党衆議院議員などの思いも踏みにじるものである。 沖縄は、戦争末期に本土決戦のための時間稼ぎとして「捨て石」にされた。そんな中、ひめゆり学徒隊は、陸軍病院に配属され、壕内で負傷兵の看護を担い、その後の戦況悪化に伴い、戦闘や集団自決により136人もの生徒や教師が尊い命を失った。これは紛れもない歴史的事実である。その悲惨な戦争の実相を、生存者が後世に伝えようと建立したのがひめゆり平和祈念資料館である。				

京都でも多くの子どもたちが修学旅行等で訪れ、体験者の手記などに触れ、「人を人でなくす」戦争の実相を学び、「二度と戦争は起こしてはならない」との思いを寄せている。さらに、ひめゆり学徒隊の歴史を平和劇として語り継いできた学校の取組もある。西田氏の発言は、体験者の思いを踏みにじるとともに、ひめゆり平和祈念資料館を訪れ、平和への思いを紡いできた生徒や教職員の営みをも侮辱するものである。

今回の西田氏の発言に対して、京都府民を代表する京都府議会としての見識が問われている。西田氏の発言内容をきっぱり否定し、発言の全面撤回と、関係者への謝罪を行うよう求める府議会としての意見表明が求められている。

ついては、次の事項について陳情する。

- 1 西田昌司参議院議員の発言に抗議し、撤回と謝罪を求める府議会決議を採択すること。
- 2 沖縄県議会の抗議決議を踏まえ、京都府議会としての見識を示すこと。

(案)

令和7年 月 日

京都府議会議長 荒 卷 隆 三 殿

総務・警察常任委員長 中 島 武 文

閉会中の継続審査及び調査要求書

本委員会に付されている事件は、下記の理由により、引き続き審査及び調査を要するものと認めるから、京都府議会会議規則第75条の規定により申し上げます。

記

1 件 名

- (1) 広報、広聴、国際化及び職員に関する事項について
- (2) 予算、税、財産その他の財務について
- (3) 市町村の振興その他自治の振興について
- (4) 地域安全対策について
- (5) 交通安全対策について
- (6) 警察施設の整備対策について

2 理 由

審査及び調査が終了しないため

行催事等に係る委員会調査一覧表

文化生活部・警察本部

行催事等名	主催者名 (招待者名)	会 場 (市区町村名)	日 時
令和7年夏の交通事故防止府民運動スタート式	京都府交通対策協議会、宮津市、 京都府警察本部	みやづ歴史の館 (宮津市)	令和7年7月18日（金） 午後1時30分～2時15分